

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

令和8年3月

千葉県企業局水道事業

目次

1. 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用の範囲.....	2
1.3 受注者の実施項目.....	4
1.4 施工計画書.....	5
1.5 監督職員による監督の実施項目.....	6
1.6 検査員による検査の実施項目.....	7
2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様	8
2.1 機器構成	8
2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様	9
2.3 Web会議システム等に関する仕様.....	9
3. 遠隔臨場による段階確認等の実施	10
3.1 事前準備	10
3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存	11
4. 留意事項 等	12
4.1 効果の把握	12
4.2 留意事項	12
4.3 工事成績評定.....	12
5. (参考) 営繕工事の試行対象表	14
5.1 公共建築工事標準仕様書等による試行対象（建築工事編）	14
5.2 公共建築工事標準仕様書等による試行対象（電気設備工事編）	15
5.3 公共建築工事標準仕様書等による試行対象（機械設備工事編）	16
6. 特記仕様書（記載例）	17

1. 総則

1.1 目的

本要領は、千葉県企業局水道事業が発注する工事の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」（営繕工事の建設現場においては「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。））を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保存

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」（営繕工事については監督職員の立会い等）を行うものである。

『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に例挙する。

- ・ 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- ・ 本要領を実施可能な通信環境を確保できる現場

【用語解説】 ウェアラブルカメラ

ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル：Wearable）なデジタルカメラの総称。

使用製品を限定するものではない。

一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用すること（各種アプリのビデオ通話機能を想定）も可能である。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」や「監督職員の立会い等」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『水道工事標準仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」（営繕工事においては『公共建築工事標準仕様書』、『公共建築改修工事標準仕様書』、『公共建築木造工事標準仕様書』及び『建築物解体工事共通仕様書』（以下「公共建築工事標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い等」）を実施する場合に適用する。

【解説】

遠隔臨場とは、受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

試行の対象とする工事は、その旨を特記仕様書に記載する。なお、特記仕様書に記載のない工事においても、受注者から試行の希望があった場合は、受発注者間の協議により試行の対象とできる。

遠隔臨場を実施する工種、確認項目等は、受発注者間で協議の上、選定する。

(1) 営繕工事以外の工事

1) 段階確認

『水道工事標準仕様書』、「I 共通編」、「1. 総則」、「1.1 一般事項」、「1.1.3 用語の定義」に定める「24. 段階確認」において、「設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」事項に該当し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、Web会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、改善を図ることが困難な場合には、通常通りの段階確認を実施する。

2) 材料確認

『水道工事標準仕様書』、「I 共通編」、「2. 材料」、「2.1 材料一般」、「2.1.2 材料の品質」の「3」において、「受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事に使用するまでに材料確認願を監督職員に提出し、確認を受けなければならない。」事項及び「2.1.5 数量の確認」の「1」において、「数量の確認は、材料置き場等での臨場及び出来形で行うものとする。ただし、この場合、検査状況及び数量を確認し得る写真を撮影するものとする。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

現物による確認においては、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、従来の現場臨場に代えて、遠隔臨場を利用することが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、機器の調整等により改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による材料確認を実施する。

3) 立会

『水道工事標準仕様書』、「I 共通編」、「1. 総則」、「1.1 一般事項」、「1.1.3 用語の定義」に定める「23. 立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為に動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を利用することにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、改善を図ることが困難な場合には、現場臨場による立会を実施する。

(2) 営繕工事

公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職員の立会い等」については、「5. (参考) 営繕工事の試行対象表」を参考とする。

1.3 受注者の実施項目

本要領を適用した、受注者の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書の作成
- 2) 使用機器の準備
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）すること。

実施記録の方法（参考）

- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・ビデオ通話アプリで監督職員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

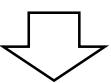
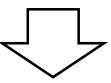
実施手順	受注者の実施項目
<p>施工計画書</p> 	<p>①施工計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 (営繕工事において「監督職員の立会い等」)
<p>機器の準備</p> 	<p>②機器の準備</p> <ul style="list-style-type: none">・「記録」に関する機器・「配信」に関する機器
<p>映像と音声による 段階確認等の実施</p>	<p>③段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・事前準備・撮影の実施

図 1-1 受注者の実施項目

1.4 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目（営繕工事においては「監督職員の立会い等」）を記載する。

(2) 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を記載する。

1) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様

現場（臨場）にて使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の機器と仕様を記載する。

2) Web会議システム等

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）を監督職員等へ配信するために使用するWeb会議システム等を記載する。

(3) 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」（営繕工事においては「監督職員の立会い等」）の実施方法を記載する。

1.5 監督職員による監督の実施項目

本要領を適用した、監督職員による監督の実施項目は、次の図の1-2に示すとおりとする。

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

実施手順	監督職員の実施項目
<p>施工計画書</p> <p>機器の準備</p> <p>映像と音声による 段階確認等の実施</p>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 (営繕工事において「監督職員の立会い等」)・機器構成と仕様 等 <p>②段階確認等の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・「材料確認願」、「確認・立会願」の受領・撮影の実施と記録

図 1-2 監督職員の実施項目

1.6 検査員による検査の実施項目

本要領を適用した、検査の実施項目は、次の図の1-3に示すとおりとする。

【解説】

遠隔臨場を適用した「段階確認」、「材料確認」と「立会」（宮繕工事においては「監督職員の立会い等」）における検査員の実施項目を以下に示す。

実施手順	検査員の実施項目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施工計画書</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">機器の準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">映像と音声による 段階確認等の実施</div>	<p>①施工計画書の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 (宮繕工事において「監督職員の立会い等」)の確認
	<p>②段階確認等の実施状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・「材料確認願」、「確認・立会願」の授受状況の確認

図 1-3 検査員の実施項目

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材やWeb会議システム等は受注者が準備、運用するものとする。

【解説】

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材やWeb会議システム等は受注者が準備、運用するものとする。また、遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等は監督職員等と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。仕様における参考数値を「2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様」及び「2.3 Web会議システム等に関する仕様」に示す。但し、記載の参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間に協議の上、判断するものとする。

なお、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等がある場合、また特記仕様書等に資機材準備の別途記載がある場合にはこの限りではない。

2.1 機器構成



図 2-1 機器構成 (例)

2.2 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様

遠隔臨場に用いる動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）による映像と音声とWeb会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上（営繕工事：1920×1080以上）	カラー
	フレームレート：15fps以上（営繕工事：30fps以上）	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

※営繕工事については、通信環境、目的物の判別を勘案して、監督員との協議により、画素数は640×480程度以上、フレームレートは、15fps以上とすることができるものとする。

2.3 Web会議システム等に関する仕様

Web会議システム等に関する仕様を次に示す。なお、Web会議システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

表 2-2 スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大50Mbps、上り最大5Mbps以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均1Mbps以上（営繕工事：平均3Mbps以上）	

参考に画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×360	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。（例：仕様する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさなくなることがある。）

3. 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

2) 材料確認願、確認・立会願の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ材料確認願、確認・立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを見える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示するとともに、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得る。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得るものとする。

(4) 記録と保存

1) 営繕工事以外の工事

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータ（配信動画）の保存を行う必要はない。

ただし、遠隔臨場が行われた記録として、実施状況写真等を下記の例を参考に撮影（1枚程度）し、記録すること。

実施記録の方法例（参考）

- ・Web会議システム等で監督員等の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。
- ・Web会議システム等で監督員等の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

2) 営繕工事

受注者は、映像・音声を配信するのみであり、原則として録画・録音を行わない。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。監督職員は、対象工事の関係者への情報共有等のため、必要に応じて録画・録音をすることができる。ただし、工事目的物の用途や遠隔臨場の対象箇所・工事により機密性の確保が求められる場合は、録画・録音は行わない。

4. 留意事項 等

4.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び監督職員等を対象としたアンケート調査等により依頼があった場合は対応することとする。

4.2 留意事項

試行にあたっては、以下に留意する。

- (1) 施工計画時点では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合（例えば、夏場の気温上昇、地下水の多量出水等）は、受発注者間で協議して、遠隔臨場の実施可否を検討する。
- (2) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (3) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (4) 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (5) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (6) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されてない場所が映り込み、人物が写っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (7) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (8) 改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに、現地職員の業務に関する秘密の保持に留意すること。
- (9) 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。
- (10) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

4.3 工事成績評定

本要領を適用した遠隔臨場の実施の有無については、工事成績評定において評価の対象としない。

【解説】

受発注者の協議により、双方の作業の効率化などを目的として実施される遠隔臨場については、通常の現場臨場と同様に、施工履歴を管理し契約の適正な履行を確認するための臨場であることから、その実施の有無を、考查項目別運用表における「創意工夫」等において評価対象としない。

附則

本要領は、令和8年3月1日から施行する。

5. (参考) 営繕工事の試行対象表

5.1 公共建築工事標準仕様書等による試行対象 (建築工事編)

項目	章	試行対象	備考
監督職員 の立会い	第1章 各章共通事項	1. 4. 5 《1. 4. 5》 (1. 4. 5) 材料の検査に伴う試験 1. 5. 7 《1. 7. 7》 (1. 5. 7) [1. 6. 5] 施工の立会い	
監督職員 と協議	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1. 1. 8 《1. 1. 8》 (1. 1. 8) [1. 1. 8] 疑義に対する協議等 1. 2. 4 《1. 2. 4》 (1. 2. 4) [1. 2. 3] 工事の記録等 1. 3. 6 《1. 3. 6》 (1. 3. 6) 品質管理 1. 3. 7 《1. 3. 7》 (1. 3. 7) [1. 3. 6] 施工中の安全確保 1. 3. 11 《1. 3. 12》 (1. 3. 11) [1. 3. 10] 発生材の処理等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員 の検査	第1章 各章共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1. 3. 6 《1. 3. 6》 (1. 3. 6) 品質管理 1. 4. 4 《1. 4. 4》 (1. 4. 4) 材料の検査等 1. 5. 5 《1. 7. 5》 (1. 5. 5) [1. 6. 4] 施工の検査等	
	第2章～各章	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事 等の調整	第1章 各章共通事項	1. 1. 7 《1. 1. 7》 (1. 1. 7) 関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、公共建築木造工事標準仕様書令和4年版及び建築物解体工事共通仕様書令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版、() 内は公共建築木造工事標準仕様書令和4年版、[]内は建築物解体工事共通仕様書令和4年版の項目番号を示す。

※令和4年版標準仕様書等以外の標準仕様書等を適用した工事については、上記の試行対象表を当該標準仕様書等の関係する部分に適時読み替えて試行を行うものとする。

5.2 公共建築工事標準仕様書等による試行対象（電気設備工事編）

項目	章	試行対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1. 5. 5 《1. 6. 6》施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1. 1. 8 《1. 1. 8》疑義に対する協議等 1. 2. 4 《1. 2. 4》工事の記録等 1. 3. 4 《1. 3. 4》品質管理 1. 3. 5 《1. 3. 5》施工中の安全確保 1. 3. 9 《第9節》発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1. 3. 4 《1. 3. 4》品質管理 1. 4. 4 《1. 4. 5》機材の検査等 1. 5. 3 《1. 6. 4》施工の検査等	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1. 1. 7 《1. 1. 7》関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。

※令和4年版標準仕様書等以外の標準仕様書等を適用した工事については、上記の試行対象表を当該標準仕様書等の関係する部分に適時読み替えて試行を行うものとする。

5.3 公共建築工事標準仕様書等による試行対象（機械設備工事編）

項目	章	試行対象	備考
監督職員の立会い	第1編 各編共通事項	1.5.6 《1.6.7》施工の立会い	
	第2編～各編	各項に記載の「監督職員の立会い」	
監督職員と協議	第1編第1章 各編共通事項	次項に記載の「監督職員と協議」 1.1.8 《1.1.8》疑義に対する協議等 1.2.4 《1.2.4》工事の記録等 1.3.4 《1.3.4》品質管理 1.3.5 《1.3.5》施工中の安全確保 1.3.9 《第5章第1節》発生材の処理等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員と協議」	
監督職員の検査	第1編 各編共通事項	次項に記載の「監督職員の検査」 1.3.4 《1.3.4》品質管理 1.4.5 《1.4.5》機材の検査等 1.5.4 《1.6.5》施工の検査等	
	第1編第2章 第2編～各編	各項に記載の「監督職員の検査」	
関連工事等の調整	第1編 各編共通事項	1.1.7 《1.1.7》関連工事等の調整	

注) 表内の番号は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版に共通する項目番号を示し、《》内は、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版の項目番号を示す。

※令和4年版標準仕様書等以外の標準仕様書等を適用した工事については、上記の試行対象表を当該標準仕様書等の関係する部分に適時読み替えて試行を行うものとする。

6. 特記仕様書（記載例）

□本工事は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」の対象工事である。

□本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

どちらか
選択して
記載

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

當繪工事の場合は「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」を記載

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

□本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

□本試行に要する費用は、全額を共通仮設費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

當繪工事
以外の場合
に記載

當繪工事
の場合に
記載

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方とする。